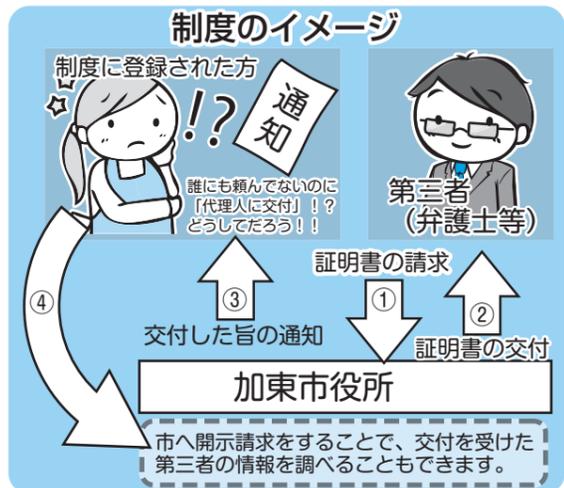


# ご存知ですか？本人通知制度

本人通知制度は、戸籍や住民票等が第三者によって取得された場合、事前に登録している方に交付の事実を通知する制度です。制度を利用することで、万が一、戸籍等を不正取得された場合にも、すばやく察知することができます。利用には登録が必要です。一度登録すれば、廃止を申し出るまで継続して通知を受けることができます。ぜひ登録されるようおすすめてします。



## 登録できる方

- 加東市に住民登録または本籍がある方
- 過去に加東市に住民登録または本籍があった方

## 登録に必要なもの

- 登録希望者本人が申請する場合は①と②、代理人が申請する場合は①③、未成年者の登録を代理人が申請する場合は①④が必要です。

- ① 申請書
- ② 窓口に来られる方の本人確認書類 ※マイナンバーカードの本人確認書類と同じ書類です。このページの下部をご覧ください。
- ③ 委任状
- ④ 法定代理人であることが確認できる戸籍謄本等、続柄を確認できるもの

※④は、加東市の戸籍で確認できる場合、省略できます。

○申請書・委任状の様式は、市民課窓口にあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

登録申請・問い合わせ  
市民生活部市民課(庁舎1階)  
☎43・0390

# 『うちエコ診断』を受けてみませんか

家庭での温室効果ガス削減には、具体的な省エネ対策や居住者の環境意識が重要です。加東市では、家庭から出る温室効果ガスの効果的な削減のため、地球温暖化や省エネ家電などの幅広い知識を持った『うちエコ診断士』(※1)が、各家庭の実情に合わせた省エネをアドバイスする『うちエコ診断』を推進しています。

家庭の光熱費を削減するチャンスです。この機会に、みなさまお誘い合わせのうえ、ぜひ『うちエコ診断』を受診し、家庭から出る温室効果ガスを減らしましょう。

※1 うちエコ診断士とは  
環境省認定の公的資格者で、同省が提供する『うちエコ診断ソフト』により各家庭の光熱費や温室効果ガス排出量を算出し、各家庭に合わせた省エネをアドバイスします。

## 対象者

加東市内に在住・在勤・在学の方

## 受診形式

- 訪問診断 (自宅を受診)
- 会場診断 (市が指定する場所を受診)
- 団体診断 (職場や公民館等を受診)

## 申込方法

申込書に必要な事項を記入のうえ、持参またはファックスで生活課までお申し込みください。申込書は生活課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 受診無料

## 問い合わせ

市民生活部生活課(庁舎1階)  
☎43・0502  
FAX 42・5282



## 児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください

8月以降の受給について、世帯の状況や所得を確認するため、現況届および所得状況届の提出をお願いしています。

提出が遅れると、支給を差し止めることがあります。また、提出されなかった場合には、受給資格がなくなることがあります。

なお、児童扶養手当の受給資格者で『一部支給停止適用除外届(緑色の用紙)』の提出の案内を受け取っておられる方は、現況届と併せてお届けください。届け出がない、または、遅れた場合は、支給額が減額されます。必ず提出してください。

提出期限 8月31日(木)  
提出・問い合わせ  
福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

## 児童扶養手当、特別児童扶養手当 8月期振り込みのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給日は、8月10日(木)です。通帳を記帳して、振込をご確認ください。

問い合わせ  
福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

## 『認知症予防のための楽しい回想法講座』受講者募集

回想法とは、会話を通して、高齢者お一人おひとりの記憶に働きかけるグループ活動で、語り合い、共感しあうことによって、脳や心を活性化させます。このたび、回想法の基礎知識を学び、回想法を体験していただくための講座を開きます。みなさまのご応募をお待ちしています。



## 開催日時

- 第1回 8月28日(月) 回想法の基礎知識
  - 第2回 9月4日(月) 回想法を体験して感じてみよう
  - 第3回 9月11日(月) 実践報告と楽しい活動のすすめ
- ※時間はどの回も13時30分から15時30分まで。

場 所 社福祉センター  
対 象 加東市内在住の方  
申込方法 直接または電話で高齢介護課まで申し込みください。  
申込期限 8月25日(金) ○受講無料  
申し込み・問い合わせ  
福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440

## マイナンバーカード 休日申請・受取窓口 8月27日(日)8時30分~12時に開設

○マイナンバーカードの取得をサポート中  
マイナンバーカード休日申請・受取窓口では、これからマイナンバーカードの交付を申請する方に向けて、必要な書類の作成や、証明写真の撮影をお手伝いしています。この機会にぜひ申請してください。

●カードの受け取りはお早めに  
マイナンバーカードの交付申請を、郵送で手続きされた方、または、パソコン・スマートフォンなどで手続きされた方のうち、カードをまだ受け取っておられない方は、市民課までカードの受け取りにお越しいただく必要があります。

- ◆申請手続きに持参いただくもの
1. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
  2. 本人確認書類
    - 1点でよいもの  
公的機関が発行した顔写真付きの書類 (運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど)
    - 2点必要なもの  
公的機関が発行した顔写真のついていない書類 (健康保険証・年金手帳・介護保険証など)
  3. 認印(スタンプ印不可)
- ◎住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。

- ◆カード受け取り時に持参いただくもの
- 左記の『申請手続きに持参いただくもの』の1と2
  - 市民課からお届けした回答書つきのハガキ (個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
- ◎住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。

窓口開設場所・問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390